

統計資料5

（確定裁判における懲役・禁錮の刑期，
第一審における罰金額に関するもの）

確定裁判における刑期(懲役・禁錮)

	刑 期	昭和49年		平成28年	
		人 員	割 合 (%)	人 員	割 合 (%)
実 刑	無期・15年超	52	0.08%	85	0.15%
	15年以下	85	0.13%	147	0.27%
	10年以下	609	0.91%	770	1.40%
	5年以下	1,677	2.52%	2,348	4.27%
	3年以下	9,905	14.88%	12,200	22.17%
	1年以下	14,570	21.89%	5,508	10.01%
	小 計	26,898	40.41%	21,058	38.27%
執行 猶予	3年以下	1,758	2.64%	3,753	6.82%
	2年以下	6,864	10.31%	16,269	29.56%
	1年以下	20,715	31.12%	11,185	20.32%
	6月以下	10,325	15.51%	2,767	5.03%
	小 計	39,662	59.59%	33,974	61.73%
合 計		66,560	/	55,032	/

※ 検察統計年報及び法務省刑事局調べによる。

※ 平成28年の実刑の人員には、刑の一部の執行猶予の判決を含む。

※ 構成比は、小数点以下第3位を四捨五入した。そのため、小計の数値とその内訳の合計の数値が一致しない場合がある。

第一審における罰金額

	昭和49年		平成28年	
	人員	割合(%)	人員	割合(%)
100万円以上	92	0.02%	628	0.69%
50万円以上	17	0.00%	12,103	13.30%
30万円以上	3,282	0.77%	32,452	35.67%
20万円以上			21,433	23.56%
10万円以上	44,897	10.52%	23,346	25.66%
5万円以上	95,494	22.39%	864	0.95%
5万円未満	282,807	66.29%	153	0.17%
有罪人員	426,589		90,979	

※ 司法統計年報による。

※ 構成比は、小数点以下第3位を四捨五入した。

※ 通常第一審事件及び略式事件(道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律を除く。)を対象とした。